

[馬ノ上ふれあいセンター] 避難所運営マニュアル(表)

避難所運営マニュアルとは、災害発生時の避難行動や避難所運営を円滑に行うために必要なものです。災害時には、役場の職員も被害にあう可能性があり、住民の皆様によって避難所を運営して頂かなくてはなりません。そういう状況でも避難所運営していくように、このようなマニュアルを作成しております。

この避難所の対象者は?

- 西、中、中の城、芝、土居、井上にお住まいの方で、避難生活において、お手伝い等ができる人が対象となります。（介護等が必要な方は、芸西村村民会館へ避難します）
- 避難所の定員は31名です。定員を超えた場合は、芸西村村民会館に案内します。

避難所開設～避難所運営の流れ

- 避難所開設から避難所運営の流れについて、以下の通りです。
- また、チームや班を記した図を参考にしながら、必要に応じて編成を行います。
- まずは、トイレが使用可能か確認し、使用不可の場合は、簡易トイレ等の設置を行います。

1. 避難所を開設するための準備

- ①避難所の安全確認
(避難所として使用可能か確認する)
- ②受付の設置
(受付用紙を準備する)
- ③避難所スペースの確保
(避難者スペースを確保する)



2. 避難者の受け入れ

- ①避難者の受付
(避難者の安否確認を行う)
- ②居住スペースへの誘導
(居住スペースへ誘導する)

3. 運営

- 小規模な避難所であるため、皆さんで協力しながら、避難所を運営します。

避難所運営に関する担当機関の連絡先

- 必要に応じて、以下の連絡先に発信します。

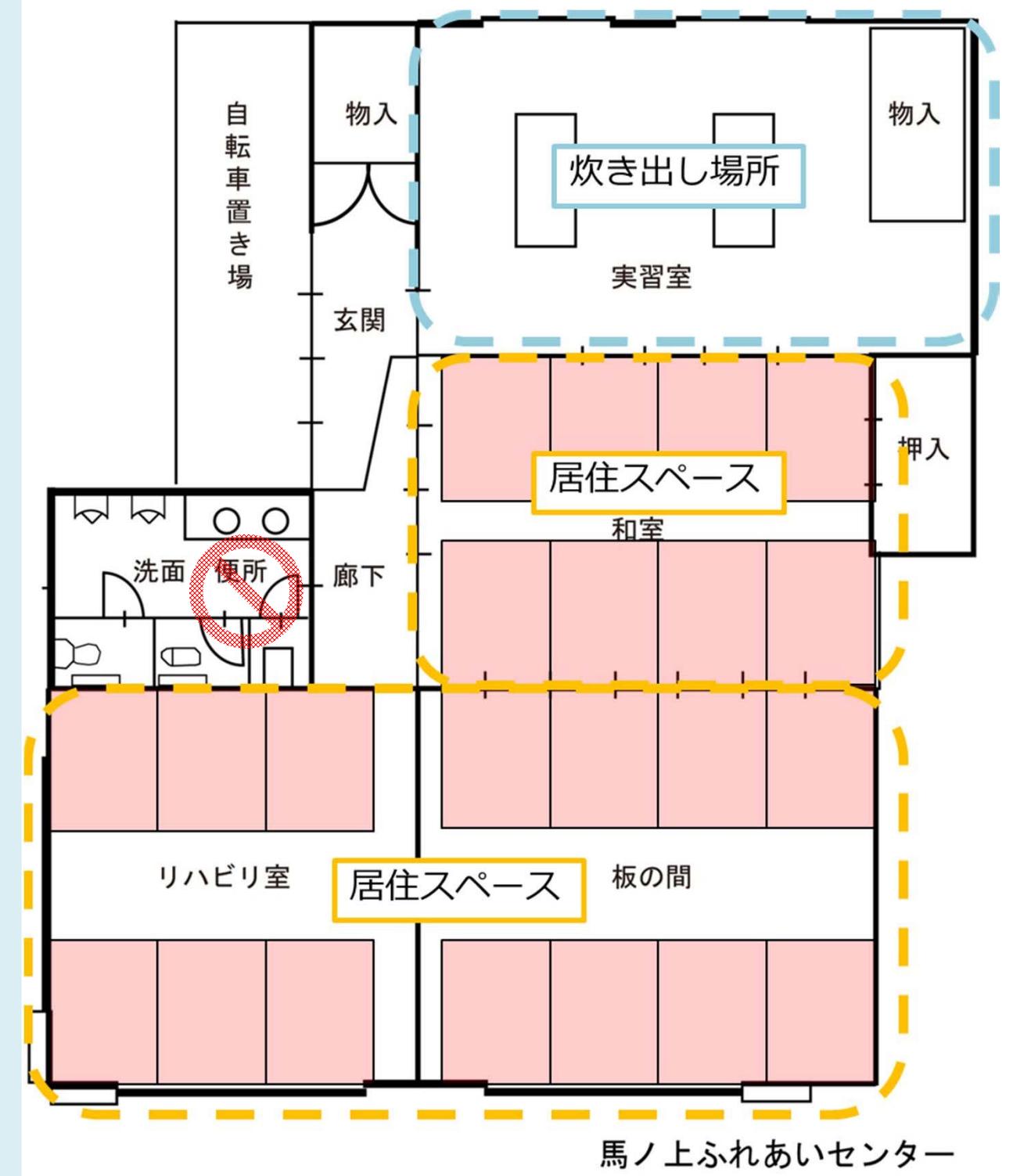
災害対策本部

芸西村総務課

TEL : 0887-33-2111
FAX : 0887-33-4035

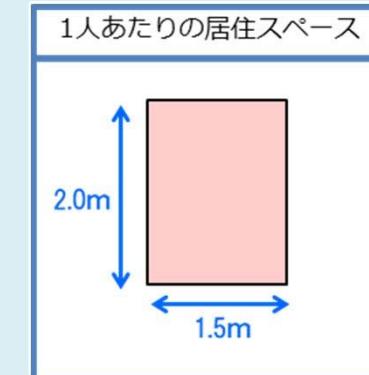
施設内の配置計画

- 避難所開設時の参考となるように、事前に配置計画を定めています。
- また、下記の配置計画はあくまで一例ですので、避難者数や状況に応じて適宜調整してください。



※ 避難してきた人から避難者名をメモしていきましょう。
(役場への連絡等で使用します)

※ カギについて、現在は役場で管理していますが、いざという時のためにキーボックス（地震の揺れで開くもの）の設置を検討しています。



【馬/上ふれあいセンター】避難所運営マニュアル(裏)

避難所安全確認チェック表

余震などによる二次災害を防ぐため、開設前に施設の応急的な安全確認を行います

※施設に危険を感じる場合は、避難所としての使用を控えてください。

※確認者の安全を第一とし、明らかに危険な場合は、実施しないでください。

※施設の安全が確認できるまでは、避難者を建物内に立ち入らず、駐車場などで待機させましょう。

① 建物の外観や周辺環境に関する確認

1	隣接する建物が傾き、避難所に倒れ込む危険があるか	ある	ない
2	周辺で地滑り、崖崩れ、液状化、地盤沈下があったか	ある	ない
3	建物の基礎が壊れていないか	ある	ない
4	建物自体の傾きがみられないか	ある	ない
5	外壁が落下したり、大きな亀裂が入ったりしていないか	ある	ない
6	骨組みが壊れたり変形したりしていないか	ある	ない
7	1～6以外に、危険性を強く感じる点がないか	ある	ない

※「ある」に1つでも○がある場合は、避難所として活用できません。
速やかに建物から離れ、事前に決めた優先順位に基づいて、次の避難所へ移動します。

※全て「ない」なら、
②建物内部の確認へ進みます。

② 建物内部における確認 ←

8	床が大きくゆがんだり、割れたりしていないか	ある	ない
9	柱が折れたり、割れたりしていないか	ある	ない
10	内壁に大きなひび割れがあったり、崩れ落ちたりしていないか	ある	ない
11	ゆがんで開閉できないドアが複数箇所ないか	ある	ない
12	天井の落下がないか	ある	ない

※「ある」に1つでも○がある場合は、避難所として活用できません。
速やかに建物から離れ、事前に決めた優先順位にもとづいて、次の避難所へ移動します。

※全て「ない」なら、避難所として活用可能です。

※これらのチェック項目はあくまで応急的な確認を行うためのもので、安全を保証するものではありません。

※これらのチェック項目で使用可能となった場合も、災害対策本部に要請し、できるだけ早期に応急危険度判定士による判定を実施しましょう。

※避難所開設時点で安全であっても、その後の余震等によって状況が変化する場合がありますので、適宜再確認を行いましょう。

衛生面について

・トイレの対応方法の流れ

1 目視で分かるところに破損があるか

ある

2 使用禁止

簡易トイレ、携帯トイレを利用する



簡易トイレ

2

個室トイレの便座を利用

通常のトイレとしては使用禁止
携帯トイレの個室スペースとして利用する



便座のみ利用

※ 発災直後は、水が流れなかったり下水道が上手く機能しなかったりするため、上記のような対応をしましょう。

3 トイレの入口に、以下のような張り紙を設置します。

このトイレは水を流せません。

○使用後は、漏れないように結んでゴミ袋に捨ててください。
○ゴミ袋が一杯になった場合は、可燃ゴミとして、
ゴミ置き場へもって行ってください。

■感染症の予防として

○手洗いや消毒を励行します。

※ 水不足でもバケツ水やタオルの共用は避け、備蓄品の手指消毒液などを使用して対処します。

○風の流行季節にはマスクの使用を奨励します。

衛生面に気をつけて、協力してトイレを清潔に保ちましょう
また、感染症の予防にも注意しておきましょう